

事務・権限の分類（想定される主なもの）		考え方
1 重複型 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	<u>助成（対民間）</u> 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの	すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】
	<u>調整（対民間）</u> 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	<u>広報啓発・相談（対民間）</u> 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
2 分担型 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	<u>直轄公共事業</u> 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等）	事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの： 原則として地方が担う 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【 の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。
	<u>許認可・監督（対民間）</u> 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	
3 関与型 地方自治体への関与等	<u>許認可・監督（対地方自治体）</u> 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの	本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。
	<u>助成（対地方自治体）</u> 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの	
	<u>調整（対地方自治体）</u> 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	<u>広報啓発・相談（対地方自治体）</u> 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
4 国専担型 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	<u>許認可・監督（対民間）</u> 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの： 原則として地方が担う 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
	<u>保険</u> 公的保険等に関するもの	
	<u>登記</u> 登記に関するもの	
	<u>国家試験</u> 国家試験に関するもの	
	<u>統計</u> 統計調査に関するもの	
	<u>その他</u>	
	個別に検討。	

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
 （直轄公共事業の場合： 国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの
 （直轄公共事業の場合： 先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化 等
 特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。